

入札説明書

旧奈良県総合医療センター除却工事

第 工-2-3 号

令和2年12月

地方独立行政法人 奈良県立病院機構 法人本部事務局

入 札 説 明 書

1 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 特定建設工事共同企業体の資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）の出資比率等は、入札公告第2のとおりであること。

(2) 共同企業体構成員の資格要件

次の条件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

エ 入札公告第2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。

（ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

ク 平成30年6月7日以降に、奈良県県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部（林業振興課、森と人の共生推進室、奈良の木ブランド課及び森林整備課に限る。以下同じ。）又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約し、かつ、過去2か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1（<http://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。）が7.5点未満の場

合は、その工事が完成し、かつ、引渡し完了していること。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなします。

(3) 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	① 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 ② 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けた者 ③ 国土交通大臣が①又は②と同等以上の能力を有するものとして認定した者

2 入札参加申込書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 入札参加申込書は様式S0により作成してください。
- (3) 入札参加申込書については、郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

3 技術提案書に関する事項

- (1) 施工計画等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には次のとおりです。

ア 技術提案に係る項目について

入札公告第4に記載のとおり

イ 企業の施工実績等について

(ア) 工事成績評定点

奈良県県土マネジメント部が発注した工事のうち、予定価格（税込み）が5,000万円以上の建築工事等（建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含みます。以下同じ。）であって、かつ、元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）として施工し、過去5年間（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）に完成し、かつ、引渡し完了した全ての工事における工事成績評定点の平均値。なお、A等級は予定価格が3,000万円以上の工事成績評定点を評価の対象とします。

ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における建築一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準（予定価格がA等級であったときは3,000万円以上、B等級であったときは1,000万円以上の工事に限ります。）に基づいた入札で受注し、過去5年間（平成27年4月1日～令和2年3月31日まで）に完成し、かつ、引渡し完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とします。

なお、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事は除きます。

共同企業体構成員ごとに採点し、出資比率による加重平均値とします。

(イ) 表彰

過去5年間（平成27年4月1日から令和2年3月31日までに完成し、かつ、引渡し完了した工事）で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限ります。における国土交通省近畿地方整備局の建築工事等（空港港湾関係を除きます。）に対する優良工事

等施工者（工事請負業者）表彰（局長、事務所長）、優良工事等施工者（技術開発）表彰、優良工事等施工者（安全対策）表彰、優良工事等施工者（イメージアップ）表彰及びコンクリート構造物品質コンテストの表彰の有無。

共同企業体構成員ごとに採点し、出資比率による加重平均値とします。

(ウ) 配置予定技術者の実績又は専任補助者（現場代理人）の実績

国、奈良県、その他の地方公共団体、地方独立行政法人奈良県立病院機構、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条及び同施行令（平成13年政令第34号）第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含みます（当該事実が奈良県で確認できるものに限り）。以下同じ。）又は公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とします。以下同じ。）が発注した同種工事（入札公告第6に記載しているもの。以下同じ。）であって、過去15年間（平成17年4月1日から本工事の公告日まで）に元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（現場代理人として配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限り。）として、完成し、かつ、引渡し完了した最終請負金額（税込み）が2,500万円以上の工事についての施工経験の有無。

共同企業体の代表者の配置予定技術者（専任補助者を配置する場合は共同企業体構成員のいずれかにおける現場代理人）のみ採点します。

(エ) 配置予定技術者の技術提案に対する理解度

共同企業体構成員全ての配置予定の主任（監理）技術者の技術提案の記載内容に対する理解度。ヒアリングで聞き取り判断します。

なお、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止の観点から、ヒアリングの実施を延期または中止する場合があります。また、ヒアリングに出席する配置予定技術者は、ヒアリング当日に持参する「ヒアリング出席者（配置予定技術者）届」に記載されている配置予定技術者に限ります。

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は別紙「落札者決定基準」のとおり。

(3) 技術提案に関するヒアリング

技術提案書の提出があった者に対して、ヒアリングを行います。

なお、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止の観点から、ヒアリングの実施を延期または中止する場合があります。

ア 日時及び場所 入札参加者ごとに別途通知（電子メール）します。

イ 出席者 共同企業体構成員全ての配置予定の主任（監理）技術者

ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として配置技術者になれません。

ウ 出席者にかかる費用 提出者の負担とします。

(4) 技術提案書の提出者に対する適否の通知

技術提案書の適否の審査結果については、入札公告第3に記載の期日までに郵送により通知します。

(5) 技術提案書の適否に対する理由の説明

技術提案書が適正でない旨の通知を受けた者は、入札公告第3で指定する期日までに入札公告第3に指定する場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。

(6) (5)により説明を求められたときは、入札公告第3に記載の期日までに、説明を求

めた者に対し書面により回答します。

4 技術提案書の作成等

- (1) 技術提案書の提出は、書留郵便に限ります。この場合において、封筒の表に『<共同企業体名称>、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「技術提案書在中」』を朱書きし、入札公告第3で指定する提出期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。
- (2) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 技術提案書は様式7により作成してください。
- (4) 施工計画に係る技術的所見を入札公告第4で指定する様式(8-6、8-7のうち所定の様式)に記載してください。評価項目について、落札者決定基準に定められた提案数まで記載できるものとし、所定の提案数を超過して記載されている場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とします。
- (5) 奈良県県土マネジメント部が発注した工事のうち、予定価格(税込み)が5,000万円以上の建築工事等であって、かつ、元請(共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。)として施工し、過去5年間(平成27年4月1日から令和2年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡し完了した工事实績(なお、A等級は予定価格が3,000万円以上の工事实績)の有無及び当該工事实績を全て、様式9に記載の上、工事成績評定通知書の写しを添付してください。

ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における建築一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは3,000万円以上、B等級であったときは1,000万円以上の工事に限ります。)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成27年4月1日～令和2年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡し完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象としますので、当該工事实績がある場合は、様式9に記載の上、工事成績評定点通知書の写しを添付してください。

なお、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事は除きます。

共同企業体構成員ごとに記載の上、工事成績評定点通知書の写しを添付してください。

- (6) 過去5年間(平成27年4月1日から令和2年3月31日までに完成し、かつ、引渡し完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限ります。)に国土交通省近畿地方整備局から受けた建築工事等(空港港湾関係を除きます。)に対する表彰の有無、並びに当該表彰を受けている場合は、表彰名、表彰者名、表彰年月日及び工事名・工事番号を共同企業体構成員ごとに様式10に記載の上、表彰を受けた工事内容が的確に判断できる資料(表彰状の写し又は当該機関からのそれを証明するもの)を添付してください。

なお、工事内容が不明なものについては、一般財団法人日本建設情報総合センターのコリズ竣工登録(登録内容確認書(工事实績))の写しなども添付してください。

対象となる表彰は、元請(共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。)として完成し、かつ、引渡し完了した国土交通省近畿地方整備局所掌の工事に係る優良工事等施工者(工事請負業者)表彰(局長、事務所長)、優良工事等施工者(技術開発)表彰、優良工事等施工者(安全対策)表彰、優良工事等施工者(イメージアップ)表彰及びコンクリート構造物品質コンテストの表彰です。ただし、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとします。

- (7) 共同企業体の代表者の配置予定技術者等について、様式12に記載してください。

評価対象となる配置予定技術者(又は専任補助者)について、国、奈良県、その他の地

方公共団体、地方独立行政法人奈良県立病院機構、特殊法人等又は公共法人が発注した同種工事であって、過去15年間（平成17年4月1日から本工事の公告日まで）に元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（現場代理人として配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限ります。）として、完成し、かつ、引渡しが完了した最終請負金額（税込み）が2,500万円以上の工事についての施工経験の有無、及び施工経験がある場合は当該工事の概要を記載してください。

なお、現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とし、資格を有しながら工期の完了日から遡って2分の1以上の期間従事し、完成し、かつ、引渡しが完了した場合とします。

当該施工経験がある場合は、同種工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料（コリンズ竣工登録（登録内容確認書（工事実績））の全て（登録内容確認書がない場合や登録内容確認書の記載内容で確認できない場合は、工事（事業）引渡書、契約書、金抜設計書、図面（表題欄に記載があるものに限ります。））、施工計画書、現場組織図の写し等（いずれの資料も、変更している場合は最終のものに限ります。）で、施工年度、事業名、路線河川名、工区名、工事番号など同一工事の関連資料であると確認できるもの）を添付してください。

また、現場代理人としての実績を記載する場合は、同種工事の監理技術者になりうる資格を有しながら、現場代理人を務めたと判断できる必要最低限の資料（監理技術者証等の写し）を添付してください。

なお、配置予定技術者に同種工事の施工実績がなくとも、実績のある専任補助者を現場代理人（現場常駐）で配置する場合、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば、専任補助者（実績ある現場代理人）を評価対象とすることができます。その場合は、配置予定技術者の氏名及び年齢を様式12に記載するとともに、専任補助者の氏名、所属名及び評価の対象となる同種工事の概要を記載し、その工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料を添付してください。

また、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置予定技術者を配置し、同種工事の実績のある専任補助者（現場代理人）を配置する場合は、配置予定技術者の氏名及び年齢が45歳以下であることが的確に確認できる資料（監理技術者証、運転免許証、健康保険証等）の写しを添付してください。

ヒアリングを実施した場合は、ヒアリングに出席した配置予定技術者（入札参加者が共同企業体の場合は、共同企業体の代表者の配置予定技術者）の人数分について、様式12を提出して下さい。なお、複数名分（複数の配置予定技術者と専任補助者の組み合わせ）を提出する場合は、それぞれの配置予定技術者（又は配置予定技術者と専任補助者の組み合わせ）ごとに様式12を提出してください。

ただし、評価にあたっては、最も低い評価となる者を採用します。

なお、競争入札参加資格確認資料様式S6で提出する配置予定技術者のうち共同企業体の代表者の配置予定技術者については、当該技術提案書様式12で提出し、技術提案に係るヒアリングに出席した配置予定技術者から専任しなければなりません。また、専任補助者を伴う配置予定技術者を配置する場合は、競争入札参加資格確認資料様式S8で提出する現場代理人については、当該技術提案書様式12で提出する専任補助者から選任しなければなりません。

また、配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者（現場代理人）の実績において加算され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者又は専任補助者（現場代理人）を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配

置しなければ、竣工時の工事成績評定における評定点計を10点減点します。

(8) 競争入札参加資格確認資料のうち特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書(様式S2)及び当該資料参考様式で示す共同企業体の代表者に対する委任状は、技術提案書に同封の上、提出してください。

(9) その他

ア 提出された技術提案書及びその添付書類(以下「技術提案書等」といいます。)は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等の提出期限後における再提出は認めません。なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

エ 提出期限までに技術提案書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって辞退したものとみなします。

5 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者及び入札公告第1の6で示す調査基準価格の110分の100に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る価格で入札を行った者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を次の表により提出してください。

対象書類	<ul style="list-style-type: none">・競争入札参加資格確認申請書(様式S1-2)・設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面(様式S3-2)・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(様式S6)・現場代理人報告書(様式S8)
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	15の(1)のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

※ 特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書(様式S2)及び共同企業体の代表者に対する委任状は、技術提案書に同封の上提出してください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は様式S1-2により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記(ア)から(ウ)のとおりとし、次に従い作成してください。

なお(ア)及び(イ)については、共同企業体構成員ごとに作成してください。また、(ウ)については、共同企業体構成員のいずれかにおいて作成してください。

(ア) 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

入札公告第2の4に定める設計業務受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日（共同企業体の代表者及び入札公告第2の3の（2）の共同企業体構成員については、入札公告第2の3に定める総合評定値を含みます。）を様式S3-2に記載してください。また、総合評定値通知書の写しを添付してください。

（イ）配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

入札公告第2の5に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式S6に記載してください。また、1の（3）の配置予定技術者の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し（裏面含む）及び同申請書の提出日以前5年以内に講習の課程を修了した者であることが確認できる監理技術者講習修了証の写し（監理技術者資格証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がある場合は添付は不要です。）を添付してください。

なお、様式S6で提出する配置予定技術者のうち、共同企業体の代表者の配置予定技術者については、技術提案書様式12で提出し、技術提案に係るヒアリングに出席した配置予定技術者から選任しなければなりません。

（ウ）現場代理人報告書

入札公告第2の6に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式S8に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

なお、様式S6で提出する配置予定技術者が専任補助者を伴う場合は、当該配置予定技術者に係る技術提案書様式12で提出する専任補助者から選任しなければなりません。

（3）競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

（4）競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者及び調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者に対して行うものとします。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、登録業種・等級及び本店の所在地に関する条件については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。

（5）その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

6 入札の手続

（1）入札書は、工事費内訳書を記載、添付の上、郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

（2）くじをする場合は入札公告第3に記載の場所で行います。

（3）入札書は、入札公告第3に記載の場所に到達したことをもって提出されたものとします。

（4）一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

（5）入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。

(7) 入札書に記載する金額は技術提案書で評価された内容を反映していなければなりません。

7 入札保証金の納付等

この工事の入札に参加しようとする者は、その見積る契約金額(消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額をいいます。)の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程(以下「契約規程」といいます。)第5条第2項第1号から第7号までに掲げるもの(以下「国債その他の有価証券等」といいます。)の提供又は銀行若しくは理事長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除きます。))をいいます。以下「銀行等」といいます。)の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができます。

また、次のア)又はイ)に該当する者は入札保証金の納付を免除します。

ア) 保険会社との間に地方独立行政法人奈良県立病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ) 過去2年間(平成30年度及び令和元年度)に国、地方公共団体又は独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

なお、入札保証金の納付の免除を受けようとする者は、次に掲げる書類を令和3年3月22日(月)まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除きます。)に、郵送(書留郵便に限ります。)又は持参により提出(提出先は、入札公告第3の入札参加申込書の送付先と同じ。)し、確認を受けなければなりません。内容確認後、提出された書類が原本の場合は、返却します。

ウ) 入札保証保険契約書

エ) 種類及び規模をほぼ同じくする工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターのコーンズ登録されている場合は、「コーンズ竣工登録(登録内容確認書(工事实績))」。

登録されていない場合、あるいは「コーンズ竣工登録(登録内容確認書(工事实績))」では、工事内容等が確認できない場合は、工事内容が確認できる契約書(受注形態が共同企業体の場合は協定書を含む。)、設計図及び仕様書等。

(1) 入札保証に係る書類の提出

ア 提出期間 令和2年12月10日(木)から令和3年3月22日(月)の午後5時まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除きます。)

イ 提出場所 15の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によります。

(ア) 持参による場合

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)

(イ) 郵便による場合

郵便は書留郵便に限ります（期限までに到着したもののみ有効とします。）。

封筒の裏に『<共同企業体名称>、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「入札保証に係る書類在中」』を朱書きし、地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局長あての親展としてください。

(2) 入札保証に係る書類の作成等

ア 入札保証に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。また、理由の如何にかかわらず、入札保証に要する費用は返却しません。

イ 入札保証に係る書類については、案件が特定できるように<工事名>及び<工事番号>の両方を記載するようにしてください。また、<共同企業体名称>も記載するようにしてください。

ウ 保証期間又は保険期間は、入札保証に係る書類の提出日から令和3年4月30日（金）までを含むものであることを要します。

エ 複数の入札保証による納付等は認めません。

オ 一度受領された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更を一切認めません。

カ 入札保証について、次の表に定めるものを満たさない者の行った入札は無効とします。

1 未納付であると認められる場合	(1)	入札保証の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証である場合
	(3)	入札保証が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合		

(3) 入札保証金の納付等に関する問い合わせ先

15の(1)に同じ。

なお、入札保証金の納付又は国債その他の有価証券等の提供による場合については、所定の手続に日を要しますので、令和3年2月22日（月）までに連絡してください。

(4) その他

落札者が契約を締結しない場合には、契約規則第18条の規定に基づき、入札に係る損害

賠償を求めるものとします。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 契約規程第8条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (5) 競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

9 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第6の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはありません。くじは、入札公告第3に記載の場所で行います。

ただし、落札者の決定については一時保留し、競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、後日、その結果を閲覧に供します。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。
- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県立病院機構低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類（(1)当該価格で入札した理由、(2)入札価格の積算内訳、(3)契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関連、(4)手持ち工事の状況、(5)手持ち資材の状況、(6)資材の調達に関する事項、(7)手持ち機械の状況、(8)労務者の具体的供給見通し、(9)過去に施工した公共工事名及び発注者等、(10)建設副産物等に関する事項、(11)品質確保体制に関する事項、(12)安全衛生管理体制に関する事項、(13)調査対象者が受注した本県発注工事を含む公共工事の成績状況、(14)調査対象者の経営内容及び経営状況、(15)調査対象者の信用状態、(16)その他の必要な事項）を開札の日の翌日（その日が県の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の午前9時から正午までの間に15の(1)に定める場所へ提出するとともに、事業請負等業者選定審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか入札参加停止を受けることがあります。

- (4) (1)にかかわらず、次に該当する者が、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った場合は失格となります。

・平成30年6月7日以降に、奈良県県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部又は水道局が入札公告を行った工事において調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として契約し、かつ、過去2か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1（<http://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における奈良県県土マネジメント部の平均値、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部の平

均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。)が75点以上の者で、その工事の完成・引渡し完了していない者。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなします。

10 工事費内訳書に関する事項

- (1) 工事費内訳書は、棟ごとに金額を明示し、「共同企業体名称」、「所在地」、「商号又は名称」、「工事番号」、「工事名」及び「工事場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ア 工事費内訳書を提出しない場合
 - イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合
 - ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
 - エ 工事費内訳書において示された各項目の金額を記載していない場合
 - オ その他記載内容に不備がある場合
- (3) 工事費内訳書の作成に当たっては、以下の書類等に記載のあるすべての項目について工事費を計上してください。なお、本公告においては数量の公開は行いませんので、各共同企業体の責任において、工事で必要と思われるすべての項目について数量を計上し、工事費を算出してください。
 - ・工事現場説明書
 - ・質問回答書
 - ・設計図書（特記仕様書、共通仕様書及び適用基準類を含む）
 - ・その他本公告に関する一切の書類
 - ・現地確認において確認した内容
- (4) この工事の入札において使用する「工事費内訳書」の様式を作成しています。
工事費内訳書は、必ずこの様式を使用のうえ、(1)、(2)及び(3)に留意して作成してください。

11 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。
- (2) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払わない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。
- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (4) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、「県土マネジメント部土木工事重点監督実施要領」第7条に基づく品質管理を実施することとします。
- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として契約する場合においては、当該者又は当該構成員の、奈良県県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部又は水道局が入札公告を行った工事における過去2か年度の間（当該契約対象工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1（<http://www.p>

ref.nara.jp/32248.htm) に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。) が75点未満の場合、当該契約対象工事が完成し、かつ、引渡し完了するまで、奈良県県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部又は水道局が入札公告を行う新たな工事の入札に参加することができません。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなします。

- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として契約する場合には、当該者又は当該構成員の、奈良県県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部又は水道局が入札公告を行った工事における過去2か年度の間(当該契約対象工事の発注年度を含みません。)の工事成績評定点の平均値(「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1(<http://www.pref.nara.jp/32248.htm>) に定める対象工事における奈良県県土マネジメント部の平均値、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。) が75点以上の場合、当該契約対象工事が完成し、かつ、引渡し完了するまで、奈良県県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部又は水道局が入札公告を行う新たな工事の入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、落札者としません。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなします。

12 契約の不締結

契約締結までの間に、落札(候補)者(共同企業体としてこの工事の入札に参加する者)あつては、共同企業体構成員のうち1者以上)が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

13 技術者の配置

落札者は5の(2)のイの(イ)で定める資料に記載した配置予定技術者(当該書面を複数名分提出した場合にはそのうちの1名。共同企業体構成員ごとに各1名。)をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な場合に限りです。

14 別に配置を求める技術者

- (1) 調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合には、入札公告第2の5で定める技術者と同様の要件を満たす者を、入札公告第2の5で定める技術者とは別に、専任で1名現場に配置してください。
- (2) この技術者は、施工中は、入札公告第2の5で定める技術者を補助し、入札公告第2の5で定める技術者と同様の職務を行うものとします。
- (3) この技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を入札公告第2の5で定める技術者の通知と同様に地方独立行政法人奈良県立病院機構法人本部事務局長に通知してください。

15 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 入札、競争入札参加資格の確認及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒630-8581 奈良市七条西町二丁目897-5

地方独立行政法人 奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課

電話 0742-81-3400

(2) 技術提案書等に関する問い合わせ先

〒630-8581 奈良市七条西町二丁目897-5

地方独立行政法人 奈良県立病院機構 法人本部事務局 法人経営課

電話 0742-81-3400